

みんなの幸福
みんな赤い羽根
共同募金運動始まる

本市の目標百二十五万二千元

赤い羽根の渡り鳥が、今年も十月一日から三十一日まで全国各地に展開されます。今年の本郷の目標額は一千七百六十五万円、本市の目標額は二百二十五万二千三百四十三円でこれをうちわけしま



戸別募金	九七六、八二八円
街頭募金	二五〇、四六八円
学校募金	二五、〇四七円
計	一、二五二、三四三四円

となつて居り、戸別募金で七八%

赤い羽根の募金はどう配分されるか

この赤い羽根運動で集めた金は、一体どんな風に配分されるかと云いますと、去年は昭下の各種社会事業、國體その他の資金、経費等に合計一千八百三十七万四千三百八十円を配分しましたが、今年は二千二百七十万円を、配分する計画で、その配分を受ける範圍及び團體数は次の通り予定されて居ります。即ち

△受配者の範圍
本縣内に於て民營により左記事業を經營し、本会の受配團體取

扱現程に定める條件を具ふる者
 (カツコ内は受配施設団体数)
 生活保護事業 (三)
 児童福祉事業 (六二)
 医療保護事業 (四)
 経済保護事業 〇〇
 厚生保護事業 〇〇
 小地域の福祉事業 (郡市町村社
 会福祉協議会等) 〇〇八
 各種社会事業の綜合連絡普及宣
 傳の事業 (縣社会福祉協議会)
 〇〇
 其の他の事業 〇〇

時局と新聞
の使命

成人學校で
一般を歡迎

早場米の買入れ

☆……本市の割当決定

本年度の議決供出期が近づき、近
くそれぞれ割当が行われる筈です
が、それに先立つて、早場米買入
れの本市割当が決定しました。(こ
金)

農業協力員を新設

巴 川 正 堂

市では農政運営の円滑を期し、農
業経営の進歩発達をはかるため、
農業協力員を関係各町に設けるこ
とになり準備を進めて居りますが
その設置規程は十月一日から施行
ます。(農政課)

大部分が一寸した不注意から
火災予防週間実施

「火防優良の家」を標示します

火 火災発生シーズンを前に、来る七日から十三日までの一週間、縣下一齊に火災予防運動週間が展開されます。火災による損害は本年一月から八月末までに縣下では

柱で発生三七件（昨年同期二八件で九件増）損害は昨年七百六十一万八千八百円に比し本年は百四十六万七千四百円で六百十五万円も減少していますが、火災原因はその九三%までが一部の火気取扱い

▽第二日消防訓練の日（八月
月曜日）消防團（常召集訓練、工
場事業場、学校、病院、興行場等
の他多衆集會所、勤務所の消防

▽第七日反省の日（十三日土曜
日）座談会、研究会等を開催

火事の際は 電話一一九番へ
犯罪関係は 電話一一〇番へ
お知らせ下さい (保安課)

本市の状況を見ますと、八月末現

す。(保安課)

市税の滞納一掃のため

納得のゆく面接式で整理を行います

市では市政運営の原動力である市税の滞納を無くするため、今年度分に対しては、面接式の滞納整理を実施することとし、既に先月初めからこれを行つて居りますが、なぜ面接式滞納整理を行わねばならないか—それは次の市長の声明の通りですから、市民の皆さんが、滞納一掃のため、ぜひ積極的に御協力下さいます（税務課）

少数の滞納者のために

市政は半身不随の危機

▽市長声明要旨—市税収入が市政運営の原動力であることは、市民各位の充分御承知のことと思ひます。

前橋市も例外複雑な諸条件の交錯の結果、不安定、貧乏のツボの真只中にあえいで居ると云ふ關係から、市税の滞納も相当にのぼつて居ります。しかしながら、この状態の中にあつて大多数の方々は完納されて居るのであります。少数の滞納者のために市政は半身不随の運命に陥るうとして尊敬すべき大多数の善良な納税者に対して不公平且不正な余分の財政的負担を掛けなければならぬ結果となつて居りますので、議院の情勢から、今回面接式滞納整理法を実施して健全な前橋建設のために、市税の滞納を一掃する考えで居ります。



秋の大掃除を

今月から来月にかけて實施

この方法は滞納者に役所へ出向いていたゞき面接の上滞納の理由を充分に聴取し納得の額を見出して可能な納入方法を約束しその約束を必ず履行していただくのであります。若し面接に來れない場合は

外國國旗の取扱

は自由

外國國旗の掲揚又はその意匠の使用の可否、制限などについては、日本側の自由であるといふ外務省からの通達が縣を通じて市に來ましたので、その概要をお知らせしますと次の通りです。

外務省から總司令部GS並びにCIEに対しその見解を求めたところ、外國國旗の掲揚又はその意匠の使用等については全然日本側の自由であるとの意向が傳達された。外國國旗掲揚等については我が國には刑法（第九二條）及び不正競争防止法（第四條）の規定のほか、細目に関する規則の規定はないのである。

特に慎重な取扱を要するものである。外國國旗の取扱については、敬意を失わないよう、たとへば、どの國旗も大きさを同じにするとか、その順位は國名の英語つりのアルファベツト順にするとか（但し南極又はレッテルの中に國旗やその類似意匠を記すことは許される）等の規定を設けられた。

日も間近であり、縣都前橋は市民各位の絶大な御協力に依つて遂次すくすくと立派な姿に立返つて居ります。この機会になお一層皆さんの御力を得まして、市政全般にわたり、名実共に充実した住みよい前橋市になるよう御願い願ひ次第であります。

今月の體育

▽市内官廳野球大会—十日から十六日まで、参加十九チーム（公園球場）
▽國体選手市壯行會—中旬。
▽各校運動會—三日中川、同日一中、五日桃井、同日數島、七日三中、同日坂東。

ネズミ捕りも行う

ネズミを捕りましようのネズミ一掃運動が近々行われます。ネズミは、家々をふやすばかりでなく、ペスト、ワイル氏病（黄熱）細菌性消化器傳染病、リケツチア病（過激性病）等を人間にうつす大敵で、ネズミに咬まれると鼠疫症という恐ろしい熱性病にかゝりますから、油断ができません。中でも病害（細菌）をつけたネズミが、お勝手にある食べ物の上に乗つたり、食べたりすると、ネズミのからだについている細菌が食

ユネスコ 英独佛講座

十五日から図書館で

市立図書館ではユネスコ英、独、佛講座を今月十五日（月）から二カ月間開館で開催いたします。その要項は次の通りですが、おおよそ國際間の正しい理解と協力こそは、眞の平和への大道であり、それには先ず外國語の普及につとめ、國と國との間から正しく強い友愛を打ち樹てることが必要です。この意味から昨

年十月以來前橋ユネスコ協力会と市立図書館の共催で外國語講座を定期的に開催して現在に及んだのであります。更に各方面の熱心な要望もありましたので、禮書の秋を迎えて、ここに第四期同講座の開設となつたものです。この講座は実力養成を旨とするだけに、前同までの状況を見ますと、各科目とも申込者

今月の納税 今月は市民税第三期の納期で

- ① 申込先—前橋市立図書館、詳細は会場まで（電二九四六番）御問合せ願ひます。
- ② 会場—前橋市立図書館
- ③ 会費—一科目につき（全期間）三百円
- ④ 申込先—前橋市立図書館、詳細は会場まで（電二九四六番）御問合せ願ひます。

今月から出来る 社会福祉事務所

社会福祉事業法の解説

社会福祉事業法実施に伴ない、十一月一日から本市にも社会福祉事務所が設けられます。この社会福祉事務所は都道府県と市は必ず設けなければならないもので、社会福祉事業法の重点をなすものですが、この事務所ではどんな事務をとるかといふ事です。従来生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉行政は市長が厚生課とか社会課とかいう市の機構によつて処理して来たのであります。近代的社会福祉制度の確立と共に、要保護者の調査、発見、保護申請の受理、面接月一日から本市にも社会福祉事務所が設けられます。この社会福祉事務所は都道府県と市は必ず設けなければならないもので、社会福祉事業法の重点をなすものですが、この事務所ではどんな事務をとるかといふ事です。従来生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉行政は市長が厚生課とか社会課とかいう市の機構によつて処理して来たのであります。近代的社会福祉制度の確立と共に、要保護者の

秋を飾る前橋商工祭

来る十三日から五日間に亘つて

花火に演藝に各種の大会

秋の縣都を飾る「前橋商工祭」が来る十三日から十七日までの五日間、市と商工會議所の主催、上毛新聞社、上州新聞社、前橋商店會連盟の後援で盛大に催されることになりました。期間中の催し物としては、移動演芸、チンドン大会、演藝大会、花火大会、ミス前橋パレードその他いろいろ予定され、このほか、工芸物産と名産菓子、の両展示即賣會、福引大賣出しもあり、秋の人氣を前橋に集中させるべく準備を進めて居ります。決定した催し物は次の通りです。

- ▽移動演芸 (十三日、十四日) — 市内各所
- ▽チンドン大会 (十四日) — 市内行進
- ▽柔道大会 (十四日) — 警察學校
- ▽八木節大会 (十五日) — 八幡宮境内
- ▽演藝大会 (十五日) — 柴町交水社跡
- ▽仮装行列 (十六日) — 市内行進
- ▽花火大会 (十六日夜) — 公園下河原
- ▽廣告行列 (十六日、十七日) — 市内行進
- ▽ミス前橋パレード (十六日、十七日) — 市内行進

今月の競輪は

一都四縣の爭覇戦

市營競輪十月、十一月の開催日は次の通りですが、今月は特に前橋はB級、後節はA級選手で東京、神奈川、埼玉、栃木、群馬の一都四縣爭覇戦を行うことになって居ります。

- 十月 第二十二日 (土) 二十一日 (日) 二十二日 (月)
- 第二二十六日 (金) 二十七日 (土) 二十八日 (日) 発走午前十時半
- 十一月 第一節十日 (土) 十一日 (日) 十二日 (月) 第二節十六日 (金) 十七日 (土) 十八日 (日) 発走同上 (商工課)

全文改正及び社会福祉主事の設置に關する法律が制定せられたのであります。約二百條の修正を要する公的扶助及び児童身體障害者等の福祉に關する行政は一層の強化を要請せられ、公私にわたる社会事業体系の整備拡充を図ることが緊要となり、したので政府は昭和十三年に制定した社会事業法を廃止すると共に生活保護法、児童福祉法等の既存立法と相俟つて、社会福祉事業法によつて社会の福祉を増進すべく、去る三月二十九日公布したものであります。

この法律では
 第一に社会福祉事業を第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業という風に二種に区分し、第一種事業は原則として國、地方公共團體及び社会福祉法人に限定し、その公營主義の原則を明示しました。もちろんその他のものでも許可を受ければその限りでありません。
 第二に公的扶助制度の合理化、経済的組織の必要よりして、現行行政機構としての福祉に關する事務を設置することです。(これが前にあげた社会福祉事務所です)
 第三に有給専任吏員としての社会福祉主事制度の確立で、福祉事務所の指導監督を行う職員及び現業を行う職員を、社会福祉主事に限定したことです。
 第四に社会福祉事業の純粋性を保ち公共性を高め、社会信賴を得るため特別法人を設け、民法の規定の不備を補うこととし、名称を

ミス前橋募集

「ミス商工祭」も募る

市及び商工會議所の共催のもとに前橋商工祭が行われるのを機に「ミス前橋・ミス商工祭」を一般から募りこの商工祭の行事に一段の華を添えることになりました。その募集要項、審査方法、賞品等は次の通りで、市ではこの催しを有意義にするため一般市民の皆さんの御協力を希望して居ります。

- ① 申込期日 昭和二十六年十月三日迄
- ② 申込方法 申込用紙に写真(寸法手札程度以上)を添えて前橋商工會議所内商工祭・ミス前橋係宛申込むこと
- ③ 但し自薦他薦自由(願書写真は必要ありません)
- ④ 応募資格 前橋市在住の未婚女性(年齢十八歳より二十八歳まで)
- ⑤ 但し接客業務を除く

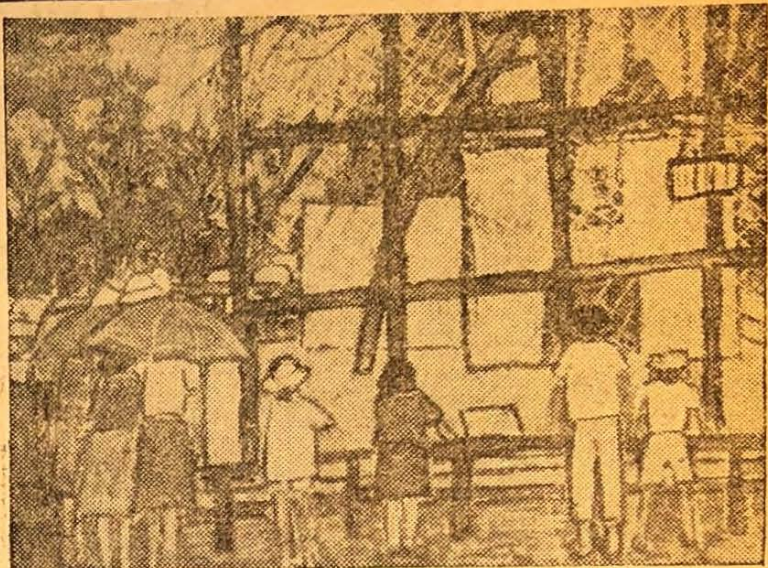
水道の水は

なぜ臭いのでしょうか

水道の水はなぜ臭いのか——これはどなたも疑問をもたれることと思いますが、それは、水道は塩素で完全に消毒されているためです。若し消毒されていない水が、水道管に侵入した場合は、水道管の腐食や、水質の悪化、水道管の破裂など、大変危険なことがあります。しかし、臭い水が、今度即座に解決出来る「式」水道水が、希望されましたので、市水道係で希望者に取次ぐことに致しました、この

の保護、財政的基礎の強化、役員會議の強化、収益事業に關する規定を明示し監督を厳重にすると共に育成の措置を講じ、合併の制度、弱少法人の強化、災害時等に於ける助成の途を講じ免稅の恩典を考慮する等、法人の健全な育成の途が説かれ
 第五に都道府縣の区域内で共同募進と社会福祉協議會との表裏一体の關係が規定され、共同募進事業の円滑な運営を図られることになりました。
 以上が社会福祉事業法のあらましですが、共同募進及び社会福祉協議會が、この法律によつて始めて立法されたわけで、これによつて住みよい明るい共同社会が一日も早く作られます。皆さんの御協力を心から期待いたします。

- 決定 十月十六、十七日パレード(自動車にて)形式にて市中行進
- ⑥ 賞品 ミス前橋賞品 賞金五万円 副賞衣裳其他
- ⑦ ミス商工祭四名 賞金各五千元 副賞同上
- ⑧ 第一次審査合格者に記念品星上
- ⑨ ミス前橋推薦者四名 賞金各十円
- ⑩ ミス前橋投票者中より抽籤にて二十名に賞品進呈
- ⑪ 其他 (1) 投票用紙は福引券(本券)にそえて福引賣出参加店にて差上げます
- (2) 写真寫真場 願書デパートウインド
- (3) 投票所 願書デパート
- (4) 申込用紙は各町駐在員、前橋市役所商工課、前橋商工會議所、上毛・上州新聞社等にあります。



觀光美術展覽會の受賞者

市では先月八日から三日間、市内小中学校及び高等学校生徒児童の觀光美術展を福屋で開催しましたが、同展覽會の受賞者は次の通り決定しました(写真は第一部推薦福田君の前橋公園)(商工課)

- ◆第一部(小學校の部)
- 推薦 前橋公園 若宮三 福田
- 坂書△特選 前橋町 城南二
- 大島民江、中央通 桃井五 飯
- 岡孝雄△入選 桃井五 能登悠

- 子、桃井三 奈良昭雄、二
- 山田昇、城南四 福田雅子、桃
- 井五 北野礼次、取島二 好本
- 彩乃、三 須永宏、城東一
- 堀口まこと、城東二 星野泰彦
- 取島一 齋藤かつとし、佳作
- 四十点

- 秋葉洋△入選 一中三 大淵真
- 市、三 大崎英雄、三中一
- 山口晃、附中三 宮崎昌夫、三
- 中一 大竹康男△佳作 二十点
- ◆第三部(高等學校の部)
- 推薦 測候所 前工高三 高荷
- 富男、自動車置場 同人△特選
- 雲のかゝれる風景 前高校一
- 石田通、路地 前高校 万馬央
- △入選 前工高一 萩原男、同
- 三 松下清彦、前高校一 山田
- 俊一△佳作十點

商業政策の基礎資料となる

重要な商業調査

十月一日現在で商業調査が実施されます。この調査は商業機關の活動状況を明かにし商業政策の基礎資料とする重要な調査であります。調査の対象となる商業者即ち、物品の仕入販賣業者、物品賣の代理、又は仲立業者はもれなく申告して下さい。この調査は次の方法で行われます。

- 一 調査票 個人經營の商店では調査票甲「黒色」法人經營の商店(会社、組合)では調査票乙「青色」を提出します。
- 二 調査事項 以下の通りです。
- (イ) 個人(調査票甲) 商店名 商店の所在地、店舗の専用又は併用の別、經營者と世帯主との關係、家族数、従業員数、無業關係、商店の位置、商店の本、支店の別、商業の経歴、賣場面積、倉庫、業名業、應、輸送通信
- (ロ) 法人(調査票乙) 法人の關係施設、資金借入先、商品仕入先、商品販賣先、商品手持額 商品賣上高、營業支出
- (ハ) 併用の別、經營者と世帯主との關係、家族数、を除く、その他商店の企業組織を加う。
- 三 調査の單位 調査の單位は商業を営んでいる場所單位で行う、従つて調査票は營業している場所毎に提出。
- 四 調査の範圍 調査の範圍は一定の店舗を持つてゐる商業者の全般に亘り、この調査の対象となる商業者は、次の業態に分れます。
- (一) 卸賣業者 小賣業者、またわ、他の卸賣業者に商品を販賣するもの。(ロ) 旅館 病院の薬局、理髮店、美容院等のサービス業等に対して、これ

皆さんの爲の

二つの無料相談

今月の開設日割

法律相談 本市では、市立図書館で毎週土曜日午後一時から四時まで法律相談所を開いて居りますが、今月は次の通り開設致します。この相談は市内の弁護士会の方々が輪番制で担当し、相談は一切無料で秘密に取扱います。市民の方々はぜひ御利用願います。

十月六日、十三日、二十日、二十七日

税務相談 市の税務相談所は田嶋町市役所分室のわきに設けてあり毎日大休市の執務時間と同じ時間、税についてのいろいろの御相談に應じて居ります。から同利

よい音楽を
聴きましょう
CIEレコード
鑑賞會のお知らせ



第八交響曲へ長調作品九三

市では、去る五月より、総司令部